

# 御代田町タクシー利用助成券電子化移行業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 趣旨

本要領は、御代田町タクシー利用助成券電子化移行業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

## 2. 目的

御代田町（以下、「本町とする。」）では、交通弱者の交通手段を確保することにより住民福祉の増進を図ることを目的に「70歳以上の高齢者」、「70歳未満の一定の障がいをお持ちのかた」、「免許返納者」に対し、タクシー運賃の一部を助成する事業を行っている。

紙媒体のチケットの申請、精算手続を行うには、毎年、役場に来庁する必要があるため、利用者の利便性向上が求められている。また、使用済みチケットを処理するタクシー事業者や本町職員の事務作業の増加も課題となっている。

上記の課題を解決するため、マイナンバーカードを活用した新たなタクシー助成事業のシステムを構築する。

## 3. 業務概要

### (1) 業務名

御代田町タクシー利用助成券電子化移行業務委託

### (2) 業務内容

別紙「御代田町タクシー利用助成券電子化移行業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

なお、仕様書内で規定された業務の内容は、本業務の検討に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に記載のない事項についての提案を妨げるものではない。

### (3) 委託期間

契約日の翌日から令和9年3月31日まで

### (4) 提案上限額

14,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、別紙「御代田町タクシー利用助成券電子化移行業務委託仕様書」2.本業務の内容に記載のとおり、システム導入費用にあわせて、令和9年4月1日から令和11年3月31日までの2か年分のシステム運営保守等のランニングコストについても、本業務委託に含めることとする。

### (5) 選定方法

公募型プロポーザル方式

#### 4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75条）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。
- (6) 国及び地方公共団体等からの指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 過去3年間（令和5年度から令和7年度まで）において、国又は地方公共団体からの発注によって、本業務と類似業務（自治体による公共交通利用料の補助事業に関するマイナンバーを活用した電子化業務）の履行実績があること。

#### 5. スケジュール

本プロポーザルの選定に関するスケジュールは、下表のとおりとする。

内 容	日 程
(1) 公告開始日	令和8年6月 9日（火）
(2) 質問書の受付期間	令和8年6月 9日（火）から 令和8年6月16日（火）まで
(3) 質問に対する回答	令和8年6月18日（木）
(4) 参加申込書の提出期限	令和8年6月22日（月）
(5) 企画提案書等の受付期限	令和8年6月29日（月）
(6) プレゼンテーション審査	令和8年7月 3日（金）
(7) 結果通知	令和8年7月上旬
(8) 契約締結	令和8年7月中旬

※スケジュールは予定であり、町の都合により変更する場合がある。

#### 6. 公告

- (1) 公告開始日  
令8年6月9日（火）
- (2) 公告方法  
町ホームページへの掲載

URL <https://www.town.miyota.nagano.jp>

## 7. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、次のとおり行うものとする。

### (1) 受付期間

令和8年6月9日（火）から令和8年6月16日（火）午後5時まで

### (2) 提出方法

質問書（様式1）に質問内容を記載し、「15. 書類提出及び連絡先」宛に電子メールにて提出すること。電子メールの件名は「御代田町タクシー利用助成券電子化業務委託に関する質問（事業者名）」とし、本文中に担当者名及び連絡先等を明記すること。

※電子メール送信後、確認のため、併せて電話による連絡を行うこと。

### (3) 回答方法

提出された質問への回答は、質問者の名前を伏せた質問回答書を随時、町ホームページに掲載する。最終回答は、令和8年6月18日（木）までとする。

## 8. 参加申し込み及び企画提案書の提出

「4. 参加資格」を満たし、参加しようとする者は、下記の必要書類を提出すること。

### (1) 提出書類

書類名	様式	備考
① 参加申込書	様式2	
② 企画提案書	様式3	
③ 会社概要書	様式4	会社パンフレットも添付可
④ 業務実績書	様式5	本件業務と類似業務の履行実績（直近3年間）を記載すること。
⑤ 担当者経歴書	様式6	
⑥ 業務体制調書	任意様式	
⑦ 見積書	任意様式	

※指定様式は、町ホームページから取得すること。

#### 【注意事項】

・企画提案書については1社1案とし、「10. 評価項目」の各項目について、具体的な提案内容を記載すること。なお、体裁は以下のとおりとする。

①A4判両面印刷とし、表紙を除いて15枚（30ページ）以内とする。

②文字の大きさは10.5ポイント以上を目安に作成すること。

③A3版の資料は、片面で印刷し、A4サイズにゼット折とする。

なお、A4判2ページ分としてカウントする。

### (2) 提出部数

①正本（上記①～⑦） 1部（社名等を表記すること。）

- |                 |                                 |
|-----------------|---------------------------------|
| ②副本（上記③～⑦）      | 8部（社名等の提案事業者が特定できる記載は全て削除すること。） |
| ③CD-R または DVD-R | 1枚（企画提案書のみ（社名等の表記なし））           |

(3) 提出期限

令和8年6月29日（月）午後5時まで（必着）

※「(1) 提出書類①参加申込書、③会社概要書」については、令和8年6月22日（月）午後5時まで（必着）。

(4) 提出方法

「15. 書類提出及び連絡先」宛に、郵送又は持参により提出すること。

郵送する場合、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先へ確認のこと。

※「(1) 提出書類①参加申込書、③会社概要書」については、電子メールも可とする。

## 9. プレゼンテーション審査

(1) 審査の手順

①原則として、プレゼンテーション審査の得点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。また、最高点の企画提案者が複数であった場合は、審査委員会により優先交渉権者を決定するものとする。

②参加する企画提案者が1者の場合でも、最低基準点（合計点が満点の6割）以上の場合は、優先交渉権者として選定する。

(2) 日時・会場

令和8年7月3日（金） 御代田町役場 庁議室（予定）

(3) 実施時間

発表時間：40分程度（プレゼンテーション25分以内、質疑応答15分程度）

※プレゼンテーションは提出された企画提案書の内容と同様のものとし非公開とする。

(4) 内容

企画提案書の説明

(5) その他

①本業務を実際に担当する者がプレゼンテーションを行うこと。

②プレゼンテーションへの参加人数は3名までとする。

③プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とする。

④電源、スクリーン、プロジェクター及びプロジェクター接続コード(HDMI)は本町で準備します。（パソコンは参加者でご準備ください。）

その他の必要な機器は企画提案者で準備すること。

## (6) 審査結果

審査結果については、令和8年7月上旬に町ホームページにて公表する。

併せてプレゼンテーション審査に参加した全ての企画提案者に電子メールにより通知する。なお、審査結果等についての異議申し立ては、一切受け付けない。

## (7) 留意事項

- ①優先交渉権者がいずれも何らかの事由により契約に至らない場合、総評価点の高い企画提案者の順により、契約に向けた協議を行う。
- ②審査結果は、優先交渉権者及び参加者数を公表する。
- ③審査結果に基づき、町から通知を受けた者は提案内容を反映した仕様書について協議し、契約を締結する。

## 10. 評価項目

評価項目は、別紙「御代田町タクシー利用助成券電子化移行業務委託プロポーザル評価項目及び配点」のとおり。

### 11. 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ただし、御代田町がやむを得ない事情があると認められた場合は、この限りではない。

- (1) 「4. 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (5) 見積書の金額が、提案上限額を超えている場合
- (6) その他、著しく信義に反する行為があった場合

### 12. 辞退

参加申し込み後に本プロポーザルを辞退する場合には、速やかに辞退届（様式任意）を提出すること。町が辞退届を受理した時点で、参加資格を失うものとする。

辞退届の提出にあたっては、事前に「15. 書類提出及び連絡先」に電話にて連絡のうえ、持参又は郵送により提出すること。なお、辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益は被らない。

### 13. プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止または取り消す場合がある。

#### 14. その他

- (1) 本実施要領に定める条件等に同意の上、参加すること。
- (2) 本プロポーザルに関する費用は、全て企画提案者の負担とする。
- (3) 企画提案書等については、審査結果にかかわらず返却しない。
- (4) 提案された書類は、審査に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (5) 企画提案書等の提出後、補足資料の提出を求めることがある。
- (6) 提出書類等に記載された個人情報、本プロポーザル審査に関する事務においてのみ使用し、それ以外には使用しない。
- (7) 提出書類等は、公開しない。ただし、本プロポーザル審査に係る情報公開請求があった場合には、参加者の承諾を得ずに提出書類等を公開することができる。ただし、当該法人または本業務を含む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについては、除くものとする。

#### 15. 書類提出及び連絡先

御代田町役場 企画財政課 企画係 (役場2階 13番窓口)

住所：389-0292

長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1794番地6

電話：0267-32-3112 (直通)

FAX：0267-32-3929

E-mail：kikaku@town.miyota.nagano.jp